

参加者ガイド

「ひょうご青少年社会貢献活動認定事業」課題と取り組み方について

2019.7.19

■ 課題

1. 以下のいずれかに該当する活動を実施すること。

(A) 隊指導者

高校生年代は上級班長・隊付・デンコーチ・補助者、大学生年代は隊長・副長・副長補など

(B) 日連・県連・地区大会奉仕

(C) 社会的弱者への支援

(D) 地域社会・学校への奉仕

2. 実施においては以下の要件を満たすこと。

(1) 明確で責任のある役割を得る（上級班長や行事の実行委員長を務めるなど）

(2) 役割を果たすためにしなければならない業務を明確にする

(3) 目標を設定する

(4) 何らかのスカウト技能を活かすこと

3. 10回以上の活動実績かつ計画の80%以上を達成する。活動は1回当たり2時間以上。

■ 取り組み方

1. 上記の条件を満たす活動を計画する。
2. 活動によっては評価者を設定し、引き受ける団の団委員長だけでなく、評価者にも役割・業務についてよく相談し、参加申込書(計画書)を作成する。
3. 活用するスカウト技能をひとつ以上設定し、必要であれば活動開始前に講習を受け、練習しておく。
4. 参加申込書を、**活動開始の1ヶ月前までに県連盟事務局に提出する。**
5. 活動を実施する。
6. 計画した活動を終えた時点で、評価者と面談をし、報告書と振り返りシートを作成する。
7. 評価者は、振り返りシートの9の項目を記述する。
8. 引き受け団の団委員長に終了を報告し、県連盟事務局に報告書と振り返りシートを提出してもらう。
9. 報告書と振り返りシートは、**活動終了後おおむね1ヶ月以内、遅くとも2月中旬までに提出しなければならない。**

■ 注意事項

- ・参加申込書は隨時提出できるが、2月中旬が報告の最終締め切りであること考慮すると、10月中に提出しなければ最後までできないと考えられる。時間的に十分な余裕を持って取り組むこと。
- ・課題の4種類の活動は、いずれも新進級課程の隼・富士の課目にあるもので、進級と並行して取り組めば良いが、進級の認定と同じ基準にするかは、隊長の判断に委ねる。なお、ローバーが取り組む際には、ベンチャーより高度なものが求められることはいうまでもない。
- ・評価者は、団委員長が参加者の様子を見ることができない場合の、ジャンボリーの派遣隊長や、行事の実行委員長などを想定しているが、団委員長が兼ねられるときは、そうしても構わない。